

International Canoe Federation
Wildwater Canoeing Competition Rules 2009

国際カヌー連盟
ワイルドウォーターカヌー競技ルール 2009
2009年1月1日より発効

訳出 = 2009年1月

訳責 = 有渡豊

訳出原典 = ICF Wildwater Canoeing Competition Rules 2009, Final Version

青字の部分は現時点で疑問の残る部分や訳者の注記、カッコ [] 内は訳者による補足。

用語訳語一覧 (原文 → 訳語)

Competitor=Male or female competitor

→ 競技選手 / 選手

Federation=Member Federation of the ICF

→ ICF に加盟する連盟 / ICF 会員連盟

ICF=International Canoe Federation

→ 国際カヌー連盟 / ICF

IJWWC=International Judge of Wildwater Canoeing

→ ワイルドウォーターカヌー国際審判

WWCC=Wildwater Canoeing Committee

→ ワイルドウォーターカヌー委員会

WCWWC=World Cup Wildwater Canoeing

→ ワイルドウォーターカヌー・ワールドカップ大会 / ワールドカップ大会

Competition=World Championship, World Cups and International events

→ 世界選手権大会 / ワールドカップ大会 / 国際競技大会

Categories=Kayak Men (KM), Kayak Women (KW), Canadian Men (CM),
Canadian Women (CW)

→ カテゴリー / 競技区分

* 「カテゴリー」に関しては、ルール第2章6条で「男子 K1, 女子 K1, 男子 C1, 女子 C1, 男子 C2, 女子 C2」、第4章36.3項で「男子 K1, 女子 K1, 男子 C1, 男子 C2」、第5章37.4項でも「男子 K1, 女子 K1, 男子 C1, 男子 C2」としており、ここにある用語一覧の原文とは矛盾する。条文をより合理的に解釈するためには、"Category" の定義を「男子 K1, 女子 K1, 男子 C1, 女子 C1, 男子 C2, 女子 C2」として日本語訳を試みることにする。

Events=Individual Classic : K1M, K1W, C1M, C1W, MC2, C2W

Individual Sprint : K1M, K1W, C1M, C1W, C2M, C2W

Team Classic : K1M×3, K1W×3, C1M×3, C1W×3, C2M×3, C2W×3

Team Sprint : K1M×3, K1W×3, C1M×3, C1W×3, C2M×3, C2W×3

→ 競技種目 / 種目

* 本文では "category" と "event" の2語がしばしば混用されているので、ケースバイケースで意識した。

General Rule (approved by the Congress)

→ 本則 (総会によって承認されたルール)

Technical Rule (approved by the Board of Directors)

→ 細則 (理事会によって承認されたルール)

ワイルドウォーターカヌー競技ルール

目次

第1章 総合規定	5
1 目的	5
2 国際競技大会	5
3 競技選手	5
4 国際競技大会日程	6
5 最少参加ボート数	6
第2章 カテゴリー、ボートの構造、商標	6
6 カテゴリー：男子 K1、女子 K1、男子 C1、女子 C1、 男子 C2、女子 C2	6
7 ボート、パドル、装備	7
第3章 競技運営と大会規定	8
8 競技役員	8
9 競技役員の責務	9
10 案内状	10
11 参加申し込み	10
12 参加申し込みの受理	11
13 スタート順位	11
14 競技プログラム	11
15 出場選手の変更と棄権	11
16 スタートナンバー	12
17 チーム監督に対する説明	12
18 安全基準	12
19 コース	13
20 トレーニング	14
21 スタート	14
22 スタート間隔	14
23 不適切なスタート	14
24 フィニッシュ	15
25 コースの明け渡し	15
26 危機な状況にある選手の救助	15
27 パドルの流失と破損	15
28 脱艇	15
29 計時	15
30 成績発表	15
31 同着	15
32 抗議	15
33 競技委員会への提訴	16
34 ICF 理事会への提訴	16
35 ラン失格、大会失格	17

第4章	世界シニア選手権大会特別ルール	17
36	世界シニア選手権大会特別ルール	17
36.1	大会運営	17
36.2	参加ボート数	17
36.3	カテゴリー：男子 K1、女子 K1、 男子 C1、男子 C2	18
36.4	競技日程	18
36.5	案内状	18
36.6	参加申し込み	19
36.7	参加申し込みの受理	19
36.8	プログラム	19
36.9	ICF 役員	20
36.9.1	審議委員会	20
36.9.2	競技役員	20
36.10	コース	20
36.11	計時	20
36.12	ドーピングの禁止	20
36.13	表彰	20
36.14	競技成績と報告	21
第5章	世界ジュニア選手権大会特別ルール	21
37.1	目的	21
37.2	大会運営	22
37.2.1	参加ボート数	22
37.3	年齢制限	22
37.4	カテゴリー：男子 K1、女子 K1、 男子 C1、男子 C2	22
37.5	スタート順位	22
37.6	参加申し込み	23
37.7	ワイルドウォーターカヌー国際審判	23
37.8	公報	23
6章	ワールドカップ大会特別ルール	23
38.1	定義	23
38.2	大会運営	24
38.3	参加申し込み	24
38.4	コース	24
38.5	スタート順位	24
38.6	ワールドカップ大会における ICF 派遣役員	24
38.7	ICF 役員の責務	24
38.8	ワールドカップ大会における表彰	25
38.9	賞	25
38.10	閉会式	25
38.11	ワールドランキング	25

ワイルドウォーターカヌー競技ルール

第1章 総合規定

- 1 目的（本則）
 - 1.1 ワイルドウォーターカヌー競技の目的は、定められたコースを可能なかぎり早いタイムで漕行し、急流でボートを操る選手の能力を示すことである。
 - 1.2 ワイルドウォーターカヌー競技と認定されるレースは、川の上流から下流に向かっておこなわれるものである。使用される河川は、自然のままのものでも、一部手を加えられたものでも、人工コースでもよいが、その難度は少なくとも「クラスⅢ」でなければならない。
- 2 国際競技大会（本則 / 細則）
 - 2.1 国際競技大会として告知される大会はすべて、国際カヌー連盟 (ICF) の競技ルールによって運営されなければならない。
 - 2.1.1 ICF に加盟する連盟あるいはその傘下の団体が開催する大会は、外国選手 [原文では複数] が招待されて参加する場合には、すべて国際競技大会とみなされる。
 - 2.2 国際競技大会では、有効な資格カードを所持する少なくとも 1 名のワイルドウォーターカヌー国際審判 (IJWWC) が大会運営の監督にあたらなければならない。
 - 2.2.1 これらの役員は主催者の推薦にもとづき、ワイルドウォーターカヌー委員会 (CWWC) 委員長によって指名される。
 - 2.2.1.1 これら役員は宿泊費と食費は主催する連盟の負担とする。
 - 2.3 国際競技大会：
国際競技大会には ICF に加盟するすべての連盟が参加することができる。
参加選手数は主催者が決定する。主催者の決定がない場合には、参加選手数に制限を設けない。
いくつかの大会はワールドランキングの対象に加えられる。
 - 2.3.1 国際競技大会におけるスタート順位は、最新のワールドランキングにより決定する。
 - 2.4 ICF [が主幹する] 競技大会は次の 3 大会である：
世界シニア選手権大会
世界ジュニア選手権大会
ワールドカップ大会
- 3 競技選手（本則）
 - 3.1 国際競技大会に参加する権利を有する選手は、ICF に加盟し国を代表する連盟傘下のクラブまたは団体のメンバーにかぎられる。
 - 3.2 選手は個人としていつでも国際競技大会に参加することができるが、その際にはかならず所属する国の連盟から特別の許可をえなければならない。
 - 3.3.1 選手は、母国の連盟から承諾がえられた場合にかぎり、定住する外国の連盟を代表して競技に参加することができる。承諾書は、ワイルドウォーターカヌー委員会委員長に送付するためのコピー 1 通を添えて、参加する大会開催の前年 11 月 30 日までに ICF 本部に送付されなければならない。
選手が母国の連盟に復帰して出場する権利を獲得する場合にも、同様の手続きが適用される。
 - 3.3.2 選手がすでに 2 年以上外国で生活している場合には、母国の連盟の許可を必要としない。
 - 3.3.3 1 カレンダー年 [暦上の 1 年] の間は、選手は複数の連盟の代表としてカヌー競技に参加することができない。ただし、外国で結婚して母国を離れた場合には、この規則が適用されることはない。この場合には 2 年の猶予を待つことなく、新しく所属する連盟の代表として競技に参加することができる。

- 3.4 ジュニア選手として競技に参加できる期間は、その選手が15歳の誕生日を迎える年を最初とし、18歳の誕生日を迎えた年を最後とする。
- 3.5 国を代表する連盟はすべて、所属選手が個々の競技種目の水準にふさわしいレベルで競技できるよう、その健康状態が良好で適性を維持していることを保証しなければならない。また、各選手、チーム役員および所属メンバーが、人身、装備、所有物を対象とする適切な健康保険、傷害保険、損害保険証を確実に携帯するようにさせなければならない。
- 4 国際競技大会日程（本則）
国際競技大会の日程表はICF [が主幹する] 大会 (のみを掲載する) 日程表とは異なるものである。
- 4.1 国を代表する連盟にかぎり、国際競技大会日程に加える大会の申請をおこなうことができる。ただし、ICF に加盟する連盟にのみこの申請が許される。
- 4.1.1 [国際競技大会開催の]申請は、ICFによって定められICFのホームページに公開された書式をもってなされるものとする。
- 4.1.2 ICF [主幹の] 競技大会 (世界選手権大会およびワールドカップ大会) の日程表は前年の1月1日までに公表される。国際競技大会開催の申請締め切りは、前年の3月1日 (ICF [主幹の] 競技大会日程の公表から2ヶ月後) とする。
- 4.2 全競技調整委員会*が全日程を承認する。いったん承認された日程は変更されない。
*原文は"Competition Commission"。ICF定款(Statutes)で、ワイルドウォーターカヌー委員会、カヌースラローム委員会などすべての競技部門の委員長によって組織され、競技日程、役員人事、登用試験などにかかわる事柄の調整にあたりと規定されている委員会(委員長はICF執行委員会メンバー)。「全競技調整委員会」と仮に訳しておく。8.3.3項、36.6.5項にある委員会も同じ。
- 5 最少参加ボート数（細則）
- 5.1 個人競技、チーム競技とも、ICFに加盟する異なった2つの連盟から、少なくとも各種目*に3選手あるいは3チームが参加しないかぎりレースは実施できない。
*原文は"category"だが、「カテゴリー」としては矛盾が生じ、「種目」と訳したほうが合理的と判断する。
- 5.2 3選手のすべてあるいは3チームのすべてがゴールしなくても、レースは成立したものとみなされる。

第2章 カテゴリー[競技区分]、ボートの構造、商標

- 6 カテゴリー：女子K1、男子K1、女子C1、男子C1、女子C2、男子C2（本則）
*用語・訳語一覧で指摘したとおり、これを「カテゴリー」の定義として採用する。
- 6.1 クラシック競技個人種目
女子K1
男子K1
女子C1
男子C1
女子C2
男子C2
スプリント競技個人種目
女子K1
男子K1
女子C1
男子C1
女子C2

- 男子 C2
- 6.1.1 選手が出場できる個人種目は、クラシック、スプリントそれぞれ1種目のみである。
- 6.2 クラシック競技チーム種目およびスプリント競技チーム種目
- 女子 K1×3 艇
- 男子 K1×3 艇
- 女子 C1×3 艇
- 男子 C1×3 艇
- 女子 C2×3 艇
- 男子 C2×3 艇
- 6.2.1 チームは個人種目に出場した選手のみで構成されなければならない。
- 6.2.2 クラシックレースとスプリントレースの両方、あるいはそのどちらかに参加する場合、選手が出場できるチーム競技は1つのカテゴリーにかぎられる。
- 6.2.3 選手は出場した個人競技のカテゴリーとは異なったチーム競技のカテゴリーに参加することができる。
- 6.2.4 国際競技大会では、主催者の裁量により、ジュニア競技として上記競技種目のいずれかを、あるいはそのすべてを実施することができる。
- 6.2.4.1 交代が認められるボートは1チームにつき1艇だけとする。
- 6.2.4.2 この変更は文書をもってスターターに報告されなければならない。
- 7 ボート、パドル、装備（本則/細則）
- 7.1 ボートの仕様（細則）
- 7.1.1 K1 全タイプ ボートの長さは最大4.50m ボートの幅は最小0.60m
C1 全タイプ ボートの長さは最大4.30m ボートの幅は最小0.70m
C2 全タイプ ボートの長さは最大5.00m ボートの幅は最小0.80m
- デッキとボトムを接合する合わせ目 [シーム] の部分は、計測にあたってボートの一部とはみなされない可能性があり、また、ボートの幅を拡張する目的で一時的につけ加えられた部品は、いかなるものも認められない。
- 7.1.2 ボートの最小重量（ボートの乾燥時に計測された重量を最小重量とする）
- K1 全タイプ 11kg
C1 全タイプ 12kg
C2 全タイプ 18kg
- 注記:エアバッグはボートの一部とする。スプレーカバーは装備として扱い、ボートの一部とはみなさない。
- 7.1.3 ラダーの装着はすべてのボートで禁止される。
- 7.1.4 ボートは要求される規格にあわせて設計され、また、その規格に適合する状態を維持していなければならない。
- 7.1.5 カヤックはデッキをもつボートで、選手がそのなかに腰かけて坐り、ダブルブレードパドルで推進するものでなければならない。カナディアンカヌーはデッキをもつボートで、選手がそのなかに膝をついて坐り、かならずシングルブレードパドルで推進するものとする。
- 7.1.6 ボートに許されるキールラインは1本であり、バウおよびスターンも単一でなければならない。
- 7.2 商標とエンブレム
- 7.2.1 ボート、用具、ウェアには、商標、広告に使用されるシンボルマーク（タバコ製品の広告は除外する）、語句をつけることができる。
- 7.3 ICF [が主管する] ワイルドウォーターカヌー大会に求められる諸要件。
- 7.3.1 選手のウェアおよび用具につけるすべての宣伝物に関するガイドラインは、以下のとおりである：
- 7.3.2 宣伝物はすべて、選手を識別する際の妨げになったり、またレースの結果に影響を与えたり

- 7.3.3 することのないようつけられていなければならない。
タバコおよび強いアルコール飲料の広告は許可されない。

第3章 競技運営と大会規定

- 8 競技役員（本則 / 細則）
国際ワイルドウォーターカヌー大会は、その特殊性と重要性ゆえに、下記の条項で規定される競技役員が運営にあたらなければならない。
- 8.1 競技委員会
- 8.1.1 国際ワイルドウォーターカヌー大会においては、かならず、3人のメンバーで構成される競技委員会が設置されなければならない。また、競技委員会委員はワイルドウォーターカヌー国際審判でなければならない。
競技委員会の委員は、大会に参加する各連盟から提出された推薦者名簿にもとづき、主催連盟が指名する。大会に参加する連盟は、1名にかぎり代表を競技委員会の委員にすることができる。
大会運営にあたる連盟の代表者が競技委員会を統括する。
- 8.1.2 競技委員会は競技ルール違反に関する抗議を受理し、ルールの解釈に意見の相違がある場合には最終的な決定をくだす。競技委員会の決定は ICF ルールにしたがったものでなければならない。
競技委員会は、選手から大会期間中に出場資格を剥奪することができる。
競技委員会は、大会期間中に発生し競技ルールの適用範囲をこえる問題すべての解決にあたり、賛否同数の場合には競技委員会委員長が決定する。
- 8.2 役員（本則）
国際競技大会は以下の役員によって運営される。
- 1) チーフオフィシャル* —— Chief Official
*国内ルールにおける「競技委員長」とほぼ同じ職責を担う。ただ、ICF ルールでは競技委員会との関わりを特に規定していない。適訳が見いだせないことと、原語を残す必要もあると判断してそのまま直訳し、原文を付記した。
 - 2) テクニカルオーガナイザー* —— Technical Organizer
*国内ルールにおける「技術部長」に相当するが、職責は技術的業務のみに限定できない。チーフオフィシャルの場合と同じ理由から、直訳した。
 - 3) 審判長 —— Chief Judge
 - 4) 区間審判 —— Section Judge
 - 5) スターター —— Starter
 - 6) プレスタート検艇員 —— Pre Start Controller
 - 7) 決勝審判 —— Finish Judge
 - 8) 計時担当 —— Time Keepers
 - 9) 検艇員 —— Boat Controller
 - 10) 安全主任 —— Safety Officer
 - 11) 医療担当 (世界選手権大会においてのみ任命) —— Medical Officer
 - 12) 報道担当 (世界選手権大会においてのみ任命) —— Media Officer
- 8.2.1 1) 2) 3) 4) の役員はワイルドウォーターカヌー国際審判でなければならない。
- 8.3 ワイルドウォーターカヌー国際審判の資格試験は下記の条件を満たさなければならない。
- 8.3.1 試験：
1. 試験の実施
— 審判資格試験は、その必要に応じて世界選手権大会開催時におこなわれる。

—世界選手権大会開催時以外の試験に関しては、各大陸の協会または国を代表する連盟にかぎり、試験実施の申請をする資格が与えられる。この申請は、競技日程に加えるべき大会開催の申請と同時に、ICFによって定められICFのホームページに公開された書式をもってなされるものとする。

申請の締め切りは、国際競技大会日程に加える大会申請の締め切りと同日とする。試験日程は国際競技大会日程と同じ日に公表される。

2. 受験志願者

受験志願者を推薦する権利は国を代表する連盟にのみ与えられ、申請は遅くとも試験の30日前までにされなければならない。申請書は、ICFによって特別に定められICFのホームページに公開された書式をもって、ICF本部に送付されなければならない。ICF本部は資料を作成し、受験志願者リストをワイルドウォーターカヌー委員会委員長に送付する。

3. 試験手続き

ワイルドウォーターカヌー委員会委員長が指名する2名によって構成される小委員会が試験を実施する。この試験は、ICF [主管の] 競技大会において役員を務める資格の認定を希望する者のためであり、ICFの定款 [Statutes] と競技ルールに関する知識および実務経験にもとづくテストが、英語で実施される。

英語以外の言語による試験を受験した場合には、ICF [主管の] 競技大会で役員の任につく資格はないものとみなされる。

4. 役員カード

試験終了後、ワイルドウォーターカヌー委員会委員長は審判試験の報告をまとめ、ICF本部に送付する。本部は合格者に対して役員カードを発行し、その国の連盟に送付する。

5. 役員カードの有効期限と更新

カードの有効期限と更新は、ワイルドウォーターカヌー委員会委員長の規準にもとづいて決定されるものとする。

8.3.2 費用の負担

国を代表する連盟は、所属役員（受験の前後にかかる）費用を負担しなければならない。試験に要する費用は受験者ひとりにつき20ユーロで、費用総計の明細請求書は、その年の10月30日から11月30日の間に当該の連盟に送付される。

世界選手権大会開催時以外の試験実施を申請する場合、その連盟は試験官の滞在費と旅費を含めて、試験実施にかかわる全費用を負担することとする。

8.3.3 ICF [が主幹する] 大会役員（推薦と任命）

ICF [が主幹する] 大会の役員を推薦する資格は、国を代表する連盟にかぎり与えられる。役員推薦の締め切りは大会が開かれる年の1月1日とし、推薦書はそれまでに（ICF本部あてのコピーを添えて）ワイルドウォーターカヌー委員会委員長に提出されなければならない。ワイルドウォーターカヌー委員会委員長は全競技調整委員会*の承認をえるため、3月1日までに役員（推薦）リストを同委員会に送付する。

*原文は "Competition Commission"。ルール 4.2 項参照。

9 競技役員（本則 / 細則）

9.1 チーフオフィシャルは競技ルールにしたがって大会運営を監督する。

9.2 テクニカルオーガナイザーは以下の事項に責任を負うものとする：

—開催地における準備と大会全体の運営。

—大会で必要とされる専用機材の設置および正常な機能の確保。

9.3 審判長は、競技がルールに正しく則って実施されているかどうかを確認しなければならない。審判長は競技ルールを適用し、選手に失格処分を科すことあるいは選手に再レースを許可することができる。

9.3.1 審判長は、ICF事務局およびワイルドウォーターカヌー委員会に対して競技の運営に関する報告書を提出しなければならない。

- 9.4 区間審判はそれぞれに割りあてられたコースの区間に責任を負わなければならない。
- 9.5 スターターは選手が正しい順序にしたがっていることを確認し、スタートを許可する。
 スターターは、下記のような選手に対してはそのスタートを拒否することができる：
 —安全規則を遵守していない選手。
 —一点呼を受けたあと、指定された時間までにスタート地点にこなかった選手。
 —ビブのつけかたが正しくない、あるいはビブをつけていない選手、あるいはスターターの指示にしたがわない選手。
- 9.6 プレスタート検艇員は、選手のボートおよび個人装備が（ヘルメット、ライフジャケット、ボートに関する）安全規準に適合していることを確認しなければならない（ルール 18 条参照）。ボートに関しては、検艇員による承認マークの有無をチェックする。
 また、安全上必要とされる条件を満たしていない選手あるいはボートのスタートを拒否することができる。こうした検査や措置によって生じた時間的損失は、すべてその選手が負うべきものとする。
- 9.7 決勝審判はスターターと協調し、選手の競技終了を正しく確定する。
- 9.8 計時担当者は責任をもって正確な計時をおこなわなければならない。
- 9.9 検艇員は、競技に参加するボートの寸法と重量がルールに適合していることを確認し、その結果にしたがってボートに承認マークを貼付する。また、ボートおよびライフジャケットがルール 18 条に適合していることを確認し、承認マークをつける。
 検艇員は、ボート、パドル、ウェア、装備をルール 7.2 項に適合させるよう勧告することができる。また、装備（ボートを含む）の安全性に関しては審判長にその決定をゆだねることができる。
- 9.10 安全主任は救助チームと共同し、状況によっては脱艇した選手を救助しなければならない。また、深刻な事態に際して必要となる、安全装備や救急用品をいつでも使用できるよう準備していなければならない。安全主任は、困難に直面している選手に対して有効な援助をしなければならない。
 医師 [原文は単数] はつねに待機していなければならない。
- 9.11 役員は複数の役職を兼任することができる。役員は声をかけることはもちろん、他のいかなる手段によってもコース上の選手に技術的な助言をしてはならない。
- 10 案内状（本則）
- 10.1 国際ワイルドウォーターカヌー大会の案内状は、大会の 3 ヶ月前までに送付されなければならない。また、その内容には下記の情報が含まれていなければならない：
 —大会日程、開催地、大会形式。
 —コースの説明。
 —救助チームを待機させてトレーニングのできる日。
 —暫定的な競技開始の時間およびレースの順序。
 —カテゴリー*。
 *原文にある "category" では、クラシックとスプリント、個人種目とチーム種目の区別ができない。"event" (競技種目) との混同か。
 —コースの特徴に関する詳細、河川の特性 (難度)。
 —安全基準。
 —参加申し込み書の宛先。
 —必要な場合には参加費用。
 —参加申し込みの締め切り日。
 —表彰種目、賞品および表彰の条件。
- 11 —参加申し込み（本則）
- 11.1 各連盟は案内状にある指示にしたがって、国際競技大会への参加申し込みをしなければならない。参加申し込み書には以下の内容が含まれていなければならない：

- 選手が所属する連盟またはクラブ名。
- 参加各選手の姓名とスターティンググループ*の表示。
*原文は "Start groupe"。現時点では意味不明。
- 選手およびチームが出場を希望するカテゴリー*。
* 10.1 項と同じ。競技種目とすべきか？
- チーム監督、ワイルドウォーターカヌー国際審判およびその他の役員の姓名。
- 11.1.1 締め切り日の深夜 0 時までに電報あるいはファックスでおこなわれた参加申し込みは受理される。ただし、こうした申し込みはただちに文書をもって確認されなければならない。
- 11.2 参加選手名記入の申し込みの締め切りは、大会初日の 14 日以前に設定される。
- 11.3 締め切りに遅れた申し込みは受理されない。
- 12 参加申し込みの受理（細則）
- 12.1 主催者は、参加申し込みを受理したむね 2 日以内に通知しなければならない。
- 13 スタート順位（細則）
- 13.1 個人種目のスタート順位は、最新のワールドランキングを逆にして下位から順にスタートする。ランキング入りしていない選手にはいちばん早いスタート順位が与えられる。ジュニア競技の [クラシック個人種目*] の場合には、前回の世界ジュニア選手権大会で連盟が獲得したそれぞれのカテゴリーにおける順位を逆にして決定される。
* 37.5.2 項 (世界ジュニア選手権大会特別ルール) で、スプリント競技の個人およびチーム種目のスタート順に関する規定が改訂されているが、この改訂が本条項には反映されていないと判断する。したがって、ここでの規定はクラシック種目に限定されるものと判断し、補足した。スプリント競技に関しては 37.5.2 項参照。
- 13.2 チーム種目のスタート順位は、クラシックレース、スプリントレース [の個人種目*] それぞれにおける、その連盟のトップスリーの選手の成績の平均によって決められる。この基準があてはまらないチームはリストのトップでスタートする。
*クラシックとスプリントのそれぞれ上位 3 選手の平均成績がそれぞれの種目のスタート順位を決定すると理解して訳出した。
- 14 競技プログラム（細則）
- 14.1 競技開始の少なくとも 24 時間前までには、各参加連盟が入手しうるプログラムの最終版が用意され、抽選の結果 [決定したスタート順位*] とともに、出場選手名と所属する連盟あるいはクラブ名が告知されなければならない。
*原文は "the result of the draw" だが、抽選がおこなわれるのはワールドランキングをもたない選手のスタート順位を決定するためと考えて、このように補足した。ただし、ルール 17.1 項に、「競技開始の 5 時間前に、スタート順位のリストが監督会議で提出される」とされている点と矛盾する。
- 14.1.1 競技プログラムの作成にあたっては下記の原則にしたがわなければならない：
 - 個人競技はチーム競技の前に実施する。
 - 個人競技のレースは 1 日で終了しなければならない。
 - 大会の主催者は案内状で告知したレースの順番や大会日程表で発表したレース間隔を守らなければならない。
 - チーム監督の過半数が同意しなければプログラムの変更をおこなうことはできない。
 - スプリントレースは、競技種目のすべてを 1 日で完了しても、あるいは 2 日に分けて実施してもよいこととする。2 日にわたって競技をおこなう場合には、1 日目に 2 つの*カテゴリーそれぞれ 2 回のランを終了し、翌日に残り 2 つのカテゴリー*の競技を実施することが望ましい。
*ルール 6 条によれば、カテゴリーは 6 つ (男子 K1、女子 K1、男子 C1、女子 C1、男子 C2、女子 C2) であり、この条文の内容とは矛盾することになる。前回の改訂でカテゴリーが増えた (女子 C1、女子 C2 が加えられた) ことを反映させず、前の文章をそのまま残したものと推測できれば、「1 日目に 3 つのカテゴリーを終了し、翌日に残りの 3 つのカテゴリーの競技を実施することが望ましい」と読みかえなければならなくなる。

- 15 出場選手の変更と棄権
- 15.1 出場選手の変更あるいは棄権については、監督会議開催中に通告がなされるか、あるいは競技がおこなわれる当日の、プログラム最初のレースがスタートする少なくとも 1 時間前までに文書をもって伝達されなければならない。
- 15.1.1 選手の棄権は最終的なものであり、棄権した選手ならびにチームの再出場は不可能となる。
- 15.2 出場選手に関するいかなる変更もスターターに文書をもって伝達されなければならない。
- 16 スタートナンバー [ビブナンバー] (細則)
- 16.1 ビブナンバーは主催者が提供しなければならない。
- 16.1.1 ビブの数字は文字の高さが最低 15cm、文字の幅が 1.5cm でなければならない。
- 16.2 ビブはよく見えるように選手の身体にしっかりつけられるべきである。
C2 の場合はパウマンが着用する。
- 16.3 すべての選手は与えられたビブに責任をもたなければならない。
- 17 チーム監督に対する説明 (細則)
- 17.1 遅くとも競技開始の 5 時間前までには、書面をもって下記事項に関する情報がすべてのチーム監督に提供されなければならない：
- スタート順位のリスト。
 - 詳細な時間表。
 - コースの開放時間。
 - スタート時間。
 - スタートラインの位置。
 - フィニッシュラインの位置。
 - スタートの間隔。
 - スターターのスタート合図、およびコースの明け渡しを指示する際に審判が使用する合図 (ホイッスル)。
 - 大会本部および (世界選手権大会にのみ設置される) 審議委員会の所在。
 - 検艇の時間と場所。
 - 指定された方法がある場合には、フィニッシュ地点からスタート地点までボートを搬送する方法。
 - トレーニングに関する規定。
 - (必要とされる場合には) ドーピング検査の場所。
- 17.2 公式トレーニングラン開始の遅くとも 1 時間前までには、参加各連盟のチーム監督による会議が開かれなければならない。監督会議では以下の事項が討議される：
- 選手に対する追加の指示。
 - コースの承認。
 - 出場選手の変更と棄権。
- 18 安全基準 (細則)
- 18.1 すべてのボートは水に沈まぬように造られていなければならない (浮力装置を補強する安定隔壁をつけ加えることは可能である)。また、バウ、スターンのそれぞれから 30cm 以内の部分に取っ手 [ハンドル] が取り付けられていなければならない。
- 18.1.1 ハンドルとして認可されるものを以下に挙げる：
- ロープの輪。
 - ハンドル付きのロープ。
 - バウからスターンまでボートの長さに張られたロープ。
 - ボートの構造の一部となっていて不可欠なハンドル。
- 18.1.2 ハンドルはつねに、10cm×10cm×1.5cm の立体型を容易に挿入できる余地をもっていなければならない。
- 18.1.3 ハンドルに使用されるものの断面は、円形の場合はその直径が 6mm 以上、方形の場合には

- 2mm×10mm 以上でなければならない。
- 18.1.4 テープでとめられただけのハンドルは認められない。
- 18.1.5 すべてのボートは、前部 (フットレストの前) と後部 (シートの後ろ) それぞれにエアバッグを装着しなければならない。最小限必要とされるエアバッグの容量の総計は以下のとおりである：
- K1 前部 30 リッター 後部 50 リッター
C1 前部 40 リッター 後部 50 リッター
C2 前部 60 リッター 後部 60 リッター
- エアバッグの容量は製造者が製品に記した表示をもとに判定される。疑いがある場合には最初に検艇員が判定し、その判定に対して異議が申し立てられたときには審判長*が判断をくださることとする。
- *原文は "Jury"。ほかの条項ではすべて「審議委員会」としたが、ここでは不適切であろう。ルール 9.9 項との関連から、"Chief Judge" の誤記と判断する。
- 18.2 すべての選手は、以下の条項で規定されるようなきっちりした安全ヘルメット、ライフジャケット (浮力補助装備) を着用し、シューズを履かなければならない。
- 18.2.1 ライフジャケット (浮力補助装備) は、上半身に着用するジャケットまたはベストの前・背面に均等に配分された非吸水性の浮力材を使って作られていなければならない。また、公認された 6kg の鉛あるいはそれと同等の金属を浮かせるのに十分な浮力を持っていなければならない。意識を失っていない人間が水中で顔を上にした姿勢を保てるようデザインされていなければならない。
- 18.2.2 すべての選手はつねに、顎ひもをしっかりと張って締め、額、こめかみ、耳を保護するようデザインされたきっちりした安全用ヘルメットを着用しなければならない。ヘルメットは少なくとも大会が開催される国で適用される基準にしたがっていなければならない。
- 18.2.3 選手はすべてシューズを履く義務があり、靴底は足を保護するに十分な厚さでなければならない。シューズは、選手が転覆したり、脱艇した際にも脱げないよう足にフィットするものでなければならない。
- 18.3 ルール 7 条、18.1 項および 18.2 項が遵守されているかどうかを確認するために、主催者はスタート時あるいはゴール後に適宜検査を実施することが望ましい。
- 18.3.1 疑いがある場合にはボートの浮力が検査される。ボートは内部が満水になっても水面より下に沈んではならない。
- 18.4 選手はいかなる場合も、ただちにボートから脱出することができなければならない。
- 18.5 安全基準が守られていない場合には、スターター、プレスタート検艇員、検艇員、審判長はそれぞれ与えられた職務にしたがって、選手のスタートを禁止しなければならない。
- 18.6 いかなる大会においても、選手はみずからの責任でスタートしなければならない。ICF も主催者も、競技コース上で発生した事故および用具の損傷に対しては責任を負わない。
- 19 コース (細則)
- 19.1 コースは上流の地点から下流の地点にいたるものでなければならない。コースは全行程を通じて漕行可能であり、つねにボートが容易に通過できるものでなければならない。競技コースには 2 種類のコースを設定することが可能である。
1. ワイルドウォーターカヌー・スプリントレース用コース
2. ワイルドウォーターカヌー・クラシックレース用コース
- 19.1.1 スプリントレース用のコースは 300m から 600m の間で変化をもたせることができる。スプリントレースの個人競技とチーム競技では異なったスタート間隔が採用される。成績は 2 回のランの合計タイムで決定される。
- 19.1.2 ワイルドウォーターカヌー・クラシックのコースは漕破タイムが 30 分をこえないものとする。個人競技とチーム競技のクラシックレースでは異なったスタート間隔が採用される。

- *スタート方式についてはルール 22.2.1 項および 22.2.2 項を参照。
- 19.2 コースは、競技開始前に開かれる監督会議において出席者の単純過半数の承認をえなければならない。コースが承認されなかった場合には、競技は別のコースに変えて実施することとなる。
- 19.2.1 チーム監督の過半数から要求があった場合には、女子 K1 とジュニアの競技はコースを短縮することができる。
*コースの短縮が女子とジュニアの体力的負担を考慮した結果だと推測すれば、女子の C1、C2 に触れていない点にいささかの疑問がある。
- 19.3 通過に危険がともなう地点では正しい水路を示すための旗門を設けることができる。
- 19.4 ポーテージ [陸上を歩いてボートを運ぶこと] は認められない。
- 20 トレーニング (細則)
- 20.1 公式トレーニングは遅くとも競技の前日には実施されなければならない。また、その際のそれぞれの分野の環境*は競技中と同じものでなければならない。また、公式トレーニングの際の水位は、制御不可能な事態がおこった場合をのぞき、競技中と同じでなければならない。トレーニングランの漕破タイムは、記録し発表してもよいこととする。
*「それぞれの分野の環境」と訳した部分、原文は "technical conditions"。計時システムやスターター、区間審判、決勝審判その他の配置、ルール 19.3 項にある旗門の設置などのことか？
- 20.2 ビブが各連盟に配布されたのちは、公式トレーニングの際もレース中もすべての選手がそのビブを身につけていなければならない。
- 21 スタート (細則)
- 21.1 スタートは、上流または下流に向けてまっすぐにおこなわれなければならない。
- 21.2 それぞれのボートは、スターターの補助員によってスタートの瞬間までスタート地点で保持されていなければならない。
- 21.3 静止状態からのスタート以外は認められない。スタートは音響による合図で指示される。
- 21.3.1 チームレースでは、すべてのボートが音響による合図で保持された状態から解放 [リリース] される。チームの全選手はリリースの瞬間から 10 秒以内にスタートラインを通過しなければならない。
スタートライン通過の定義 : ゲートが使用される場合はそのゲートを通過すること。川を横切る光電線を使用する場合は光電管装置を結ぶラインを通過することを意味する。
- 21.3.2 いかなる場合でも、スターターの権限による指示はすべて守らなければならない。
- 21.4 各競技のカテゴリー間に割りあてられた適切な間隔が確保されているかぎり、どのような順序で競技を実施してもよいこととする。
22. スタート間隔 (細則)
*原文は "START ORDER" だが、条文の内容から「スタート間隔」と訳した。なお、ルール 13 条の見出しは "THE START ORDER" で、こちらは内容からも「スタート順位」とした。
- 22.1 ワイルドウォーターカヌー・スプリント
- 22.1.1 ワイルドウォーターカヌー・スプリント競技では、2 回のランに同じスタート間隔が設定されなければならない。
- 22.1.2 スプリント競技個人種目のスタート間隔は、競技開始時のスターターの指示にしたがってそれぞれのカテゴリーごとに変更することができる。
- 22.2 ワイルドウォーターカヌー・クラシック
- 22.2.1 クラシック競技個人種目のスタート間隔はもっとも短くても 30 秒とする。
- 22.2.2 クラシック競技チーム種目のスタート間隔はもっとも短くても 90 秒とする。
- 22.3 スタート間隔は通常、大会期間を通じて一定とする。ただし、テレビの同時中継その他にあわせて変更することができる。
23. 不適切なスタート (細則)
- 23.1 唯一スターターだけが、不適切なスタートがおこなわれたと判断することができ、また、決

- められた合図を用いて選手を呼びもどす権限を有する。
- 23.2 スターターはスタートのやり直しを許すかどうかを決定し、審判長に通告する。
24. フィニッシュ（細則）
- 24.1 フィニッシュラインは両サイドがはっきり見えるよう表示されなければならない。
- 24.2 選手の漕行は選手がフィニッシュラインを通過した瞬間に終了する。選手が2度以上フィニッシュラインを通過した場合、その選手は失格となる。
- 24.3 チーム競技の場合は、3艇すべてが10秒以内にフィニッシュラインを通過しなければならない。
25. コースの明け渡し（細則）
- 25.1 他の選手に追いつかれた選手は、追いついてきた選手が"Free"と叫んだときには、そのボートに自由な追いこしを許さなければならない。
26. 危険な状況にある選手の救助（細則）
- 26.1 ワイルドウォーターカヌー競技は、他の選手と競いあうと同時に自然の力とも戦うものであるゆえに、きわめて危険な状況にある他の選手を発見したものはただちにその選手の救助にあたらなければならない。この行為を怠った場合には、生涯にわたって選手資格を剥奪されることになる。
27. パドルの流出および破損（細則）
- 27.1 選手がパドルを破損したりあるいは流出した場合、自艇に携行した予備のパドルにかぎり使用することができる。
- 27.2 チーム競技では他のメンバーから予備のパドルを借りることができる。
28. 脱艇（細則）
- 28.1 選手は脱艇したのち、ふたたびボートに乗りこんで競技を続行することができる。
29. 計時（細則）
- 29.1 タイムは以下のように計測される：
—選手（C2の場合は最初に通過する選手）の身体がスタートラインを通過した瞬間から選手の身体がフィニッシュラインを通過した瞬間まで。
—チームレースの場合、タイムは最初のボートのスタートから最後のボートがフィニッシュするまでの時間とする。
- 29.2 各レースのタイムは少なくとも100分の1秒まで計測されなければならない。また、成績は100分の1秒単位で報告されなければならない。
30. 成績発表（細則）
- 30.1 選手あるいはチームの成績が判明次第、スタートナンバー、漕破タイムをただちに発表し、抗議の提出期限が経過するまで指定の場所に掲示しておかななければならない。
31. 同着（細則）
- 31.1 同タイムの選手あるいはチームが複数あった場合には、同着とする。
32. 抗議（本則）
- 32.1 異議の申し立ては以下の場合にのみ受理される：
—チーム監督によって書面で提出された場合。
—カテゴリー*の最終漕者の成績が公式に発表されてから20分以内に提出された場合。
—審判長あてに直接提出された場合。この際には、25ユーロあるいはその額に相当する競技開催国の通貨による供託金を添えて提出しなければならない。供託金は抗議が認められた場合には返却される。訴えが却下された場合には大会運営委員会に没収される。
*2回のランで構成されるスプリントレースを想定すると、ここで「カテゴリー」を採用した場合、2回のランが終了しないと提訴できないということになる。「各ラン」の最終漕者とするのが現実的か？
- 32.2 以下のケースには、審判の判定に対しても抗議することができる：
—審判の判定が明らかに誤りである場合、あるいはその可能性がきわめて高いと考えられ

- る場合。
- 競技の運営に関する明らかな不正行為があった場合。
- 32.3 審判長は抗議が妥当であるかどうかを判断する。また、審判員の証言を聴取し、論議の対象となっている事態のすべてを把握する。審判長はその決定を文書をもって通達する。
- 32.4 事実の認定や判定の誤りに関する調査を要求する行為は、審判長の裁量によって単なる質問とみなされることがある（この場合、供託金は不要）。
- 33 競技委員会への提訴（本則）
- 33.1 競技委員会への提訴は、チーム監督による文書をもっておこなわれなければならない。
- 33.1.1 この提訴には、25 ユーロあるいはそれと同額の競技開催国の通貨による供託金が必要とされる。競技委員会がその訴えを全面的に支持した場合はもとより、部分的に認めた場合でもこの供託金は返却される。競技委員会によって訴えが却下された場合には、供託金は大会運営委員会に没収される。
- 33.2 審判長がくださった決定に競技ルールとの矛盾が存在すると思われる場合には、競技委員会に提訴することができる。
- 33.2.1 競技委員会に対して、決定事項*を争点とした提訴はおこなうことができない。
*ここでは「決定事項 "Items of fact"」の具体的な意味不明。ただし、9.3 項との関連性が暗黙のうちに前提とされていると類推することが許されるなら、9.3 項にある審判長による「選手の失格処分」と「再レースの許可」が「決定事項」に相当するのかもしれない。
- 33.2.2 競技の進行中に出された審判長の決定に対する抗議は、審判長の判断が表明されたのち遅くとも 20 分以内に競技委員会に提出されなければならない。
*この条項で抗議が可能とされる「審判長の決定」と 33.2.1 項の「決定事項」の違いは、レース進行中の決定とレース後の決定とを区別するものと、現時点では解釈しておく。
- 33.3 競技開始の遅くとも 1 時間前までに、大会運営委員会*に対して選手の出場資格に関する異議を提出したにもかかわらず、この件に関する決定がえられない場合には競技委員会に提訴することができる。
*原文は "Competition Organizer"。ルール 32.1 項、33.1.1 項にある「大会運営委員会 "Organizing Committee of the Competition"」と同じものとする。
ただし、抗議の提出先としての「大会運営委員会」に関する規定は、本条項以外には存在しない。あるいは、競技委員会が機能する以前の提訴というような特別な状況を想定したものであるのかもしれない。現時点では不明。
- 33.4 競技に出場する選手の資格に関してくださった決定に対する抗議は、その競技の開始前であれば競技委員会に提出することができる。
*前項との関連から、この決定は大会運営委員会がくださった決定と解釈するのが合理的であろう。
- 33.5 競技委員会委員長は、処理する必要のある正当な訴えが出された場合には、ただちに委員会を招集しなければならない。
- 33.5.1 競技委員会は会議開始後 60 分以内にその決定を明らかにしなければならない。
- 33.5.2 競技委員会の結論は、その正当性を証明する根拠とともに、訴えを寄せた当事者に対し書面をもって告知される。
- 33.6 競技委員会は決断をくだす際に必要な情報をえるため、審判長、審判、その他の役員の意見を聴取しなければならない。
- 34 ICF 理事会への提訴（本則）
- 34.1 大会終了後に新たな事実が明らかになり、出場停止処分にすべきであった選手が判明した場合には、大会に参加していた連盟はそのむね ICF 理事会に提訴することができる。
- 34.2 選手は所属する ICF 加盟の連盟を通して、大会における競技委員会の決定に対する異議を申し立て、ICF 理事会に提訴することができる。
- 34.2.1 ICF 理事会はこうした [選手からの] 訴えを優先させることとする。
- 34.3 ICF 理事会への提訴は以下の条件を満たさなければならない：

- 問題の大会終了後 30 日以内に提出されること。
- ルール 33.1.1 項に規定される供託金が添えられること。
- 34.4 ICF 理事会は [提訴のあった案件に] 判断をくだし、訴えを寄せた当事者にその結論を書面をもって通知する。
- 35. ラン失格、大会失格（本則）
- 35.1 不正な手段によって競技に勝とうとした選手、ルール違反を犯した選手、あるいはルールの正当性に異議をとなえる選手はその大会の出場資格を剥奪される。
- 35.1.1 他の者の行動によってルール違反を余儀なくされた選手がいた場合には、競技委員会がその選手を大会失格にするかどうかを決定する。
- 35.2 ルールに違反したボートでスタートした選手はラン失格となる。
- 35.3 選手が次の条項に規定される「外部の援助」を受けたと公式の判定が報告された場合には、審判長はその選手にラン失格の処分をくだすことができる。
- 35.3.1 この条項本来の精神にしたがって、下記の事例が「外部の援助」と認定される：
 - 選手およびボートに与えられたすべての援助。
 - 流失したパドルあるいは予備のパドルが選手に手渡されたり投げ渡された場合。
 - 選手以外の者がボートを押したり押さえたり、その進行方向を変えた場合。
 - 選手に対して、電氣的な音響装置や無線電話（たとえば選手と他の者との間で使用される無線電話）を使って指示が与えられた場合。
- 35.4 指定された時間にスタートの準備ができていない選手は、その理由が選手自身の怠慢にある場合にはラン失格とされる。
- 35.5 転覆したままフィニッシュラインを通過した選手はそのランを失格とされる。選手の身体が完全に水中に沈んでいる状態のボートを転覆しているものと判断する。
- 35.6 チーム競技においては、10 秒以内に 3 艇すべてがフィニッシュラインを通過できなかった場合はラン失格となる。
- 35.7 大会の秩序や運営を乱す行為を認められた選手あるいは役員はすべて、審判長によって訓戒処分を受けなければならない。この処分は競技委員会に通告されなければならない。ふたたび同じ行為が繰り返された場合、競技委員会はその選手あるいは役員を大会失格とする。

第 4 章 世界シニア選手権大会特別ルール

- 36 世界シニア選手権大会特別ルール（本則 / 細則）
- 36.1 大会運営（本則）
- 36.1.1 世界選手権大会は、ICF 理事会の権限によってのみ運営される競技大会であり、この特別ルールに規定される競技のカテゴリーのみが実施される。ICF に加盟し国を代表する連盟のメンバーであるかぎり、世界のすべての競技者に大会参加の権利が与えられなければならない。
- 36.1.2 ワイルドウォーターカヌー世界選手権大会は 2 年ごと（偶数年）に開催される。開催地および開催時期は ICF 競技ルールにしたがって ICF 理事会が決定する。
- 36.1.3 大会全体で 6 つの連盟が少なくとも 3 つの大陸から参加する場合にかぎり、その大会は世界選手権大会としての資格を認められる。
世界選手権大会においては、個人種目、チーム種目とも、少なくとも 6 つの連盟から選手が出場しなければ、競技を成立させることはできない。ただし、レースの途中で脱落したりレースを終了しない連盟があっても、世界選手権競技としての正当性が失われることはない。
- 36.2 参加ボート数（細則）

- 36.2.1 世界選手権大会では、ICF 加盟の連盟は 1 カテゴリーにつき最大 6 艇*を参加させることができる。ただし、個人競技に出場できるボート数は 1 種目につき最多で 4 艇とする。また、チーム競技に出場できるのは 1 カテゴリーにつき 1 チームに限定されるが、クラシックとスプリント両方のレースに参加させることができる。
- *原文は "At the world Championships, a Federation is entitled to enter up to six (6) boats in each category. There may be no more than four (4) boats in each individual event. In the team event only one team is allowed per category. The team event is allowed in both the Classic and Sprint"。たとえば、2008 年世界選手権大会のリザルトを見ると、イタリアチームは "男子 K1" のカテゴリーで、個人競技のスプリントとクラシック種目にそれぞれ 4 艇ずつ、チーム競技のスプリントとクラシック種目のそれぞれに 1 チームずつを参加させている。したがって、本条項の第 2 センテンス以下の規定が適用されていると考えられるが、仮に 1 チームを 1 艇とみなすとしても「1 カテゴリーにつき最大 6 艇を参加させることができる」という部分を現時点では合理的に解釈することができない。
- 36.3 カテゴリー：女子 K1、男子 K1、男子 C1、男子 C2（本則）
- 36.3.1 クラシック競技個人種目
- 女子 K1
男子 K1
男子 C1
男子 C2
- スプリント競技個人種目
- 女子 K1
男子 K1
男子 C1
男子 C2
- 36.3.1.1 選手が参加できる個人種目は、クラシックレース、スプリントレースそれぞれの 1 種目のみである。
- 36.3.2 クラシック競技チーム種目とスプリント競技チーム種目
- 女子 K1×3 艇
男子 K1×3 艇
男子 C1×3 艇
男子 C2×3 艇
- 36.3.2.1 チームは個人種目に出場した選手のみで構成されなければならない。
- 36.4 競技日程（細則）
- 36.4.1 ワイルドウォーターカーヌー大会は通常 4 日間にわたって開催される。公共の便宜にこたえ、かつ競技本来の要求を満たすため、競技を実施するカテゴリーの順番は主催者の判断にゆだねられる。
- 大会初日＝スプリント競技個人種目のレース各 2 回のランを実施。ファーストランのスタート順位は最新のワールドランキングの逆順とする。ランキング不明の選手はリストのトップでスタートする。セカンドランのスタート順位は、ファーストランと同順か、あるいはファーストランの成績の逆順かのどちらかとする。セカンドランのスタート順は、スプリントレース開始前に開かれる監督会議の単純過半数をえて承認されたものを採用する。大会 2 日目＝スプリント競技チーム種目のレースを実施。
- 大会 3 日目＝クラシック競技個人種目のレースを実施。スタート順位はワールドランキングの逆順とする。
- 大会 4 日目＝クラシック競技チーム種目のレースを実施。
- 36.4.2 暫定的な世界選手権大会の日程は、大会開催予定日の 1 年前にはワイルドウォーターカーヌー委員会に送付されなければならない。この日程は ICF の承認をえて延期または変更することができる。

- 36.5 案内状（本則）
- 36.5.1 世界選手権大会の詳細を明らかにする広報は、大会初日の少なくとも 8 ヶ月前までに ICF 加盟のすべての連盟に送付されなければならない
- 36.5.2 運営にあたる連盟は ICF 競技ルールにしたがって、世界選手権大会の案内状を他の会員連盟すべてに送付しなければならない。案内状の送付は少なくとも大会初日の 3 ヶ月前には完了しなければならない。
- 36.6 参加申し込み（本則）
- 36.6.1 世界選手権大会への参加申し込みは、案内状の規定にしたがい、かつ国を代表する連盟を通じてのみ可能となる。
参加ボート数の申し込みは、遅くとも大会初日の 45 日前までにされなければならない。
参加選手名記入の申し込みは、遅くとも大会初日の 14 日前までにされなければならない。
- 36.6.1.1 参加申し込みは、ICF 会員連盟によるもののみ受理される。
- 36.6.1.2 すべての世界選手権大会に対する参加申し込みは、ICF が作成、提供し、オンラインで利用できるワイルドウォーターカヌー用の書式を使用しておこなわれるものとする。ワイルドウォーターカヌー用の書式はワイルドウォーターカヌー委員会の承認をえて作成される。
- 36.6.2 参加申し込み書には、下記の様式にしたがった選手識別用の特別な数字 [および記号] が含まれる。
[選手識別用の数字および記号] = DIC NOC G ddmmyy 01
DIC 競技分野の略号 (WWC = ワイルドウォーターカヌー、CSL、CSP、CMA、DBR、CFR、CAP、CSA)。
NOC オリンピック国別コード。
G 性別。男性 = 1, 女性 = 2。
ddmmyy 生年月日 (日・月・年)
01 同じ国に同じ生年月日の選手がいた場合の選手数
- 36.6.2.1 漕者が複数のボートでは、選手名はボート内の順序にしたがって記入されなければならない。リストのトップに名前を記入される選手はボートのフロント漕者である。
- 36.6.3 すべての参加申し込みは、ワイルドウォーターカヌー委員会が承認し主催者が提供するオンライン・システムを利用してなされるものとする。いかなるケースでも、提供された申込書の書式を完全に満たし、eメールまたはタイプしたファックス (手書きのものは受理されない) をオンライン・システムを通じて送付しなければならない。
- 36.6.4 締め切りに遅れた申し込みや公式の書式でないものは受理されない。
- 36.6.5 提出するリストには、代表チームの団長、監督ならびに役員の姓名の記入がなければならない。
注記 : 参加する各連盟は、その時点で有効な資格カードをもつワイルドウォーターカヌー国際審判を少なくとも 1 名提供しなければならない。これらワイルドウォーターカヌー国際審判の氏名は、世界選手権大会が開催される年の 1 月 1 日までにワイルドウォーターカヌー委員会委員長に送付しなければならない。全競技調整委員会 * の承認をえるため、ワイルドウォーターカヌー委員会委員長は 3 月 1 日までに大会役員のリストを同委員会に送付する。
*原文は "Competition Commission"。ルール 4.2 項参照。
- 36.7 参加申し込みの受理（細則）
- 36.7.1 運営にあたる連盟は申し込みを受理したむね、かならず連絡しなければならない。
- 36.8 プログラム（細則）
- 36.8.1 遅くとも世界選手権大会開催日の 1 ヶ月前には、おおよそのタイムテーブルと各連盟が登録した競技種目 * ごとの参加ボート数が含まれる暫定プログラムが、参加各連盟に配布されなければならない。
*原文は "category"。

- 36.8.2 プログラムの計画案は、世界選手権大会の6ヶ月前までにワイルドウォーターカヌー委員会に届けられなければならない。計画案はICFの承認をえて変更することができる。
- 36.8.3 最終プログラムは、遅くとも公式トレーニングの8日以前には参加する各連盟の手に渡らなければならない。監督会議においてこの最終プログラムの変更をおこなうことができる。
- 36.8.3.1 プログラムには以下の内容が含まれていなければならない：
完全な競技日程と各競技種目の時間表。参加選手全員の姓名と所属団体およびスタートナンバー。
- 36.9 ICF 役員（本則 / 細則）
- 36.9.1 審議委員会（本則）
世界選手権大会開催中は、審議委員会が最高の権限を有する。審議委員会は最大5人の役員で構成され、これらの委員はICF理事会によって指名される。審議委員会メンバーのうち1名が指名され、委員長に就任する。チーフオフィシャルならびに他の部門の役員は、審議委員会に従属するものとする。
審判長が下した決定に対する異議申し立ては、審判長の決定があったのち20分以内に、25ユーロ（あるいは大会開催国の通貨による相当額）の供託金を添え、書面をもって審議委員会委員長に提出されなければならない。審議委員会の決定は最終的なものである。訴えが正当と認められた場合、供託金は返還される。
- 36.9.2 競技役員（本則）
世界選手権大会は、チーフオフィシャルの監督のもと、ルール9条に挙げられた役員によって運営される。
役員は複数の職務を兼任することができるが、たとえばチーム監督、コーチ、トレーナーといった代表チームのための職務にはいっさい就くことができない。
これら役員の名前および詳細な個人情報は、大会が開催される年の3月末までにワイルドウォーターカヌー委員会委員長に提出されなければならない。ワイルドウォーターカヌー委員会委員長は、このリストをICF理事会に送りその承認を受ける。
下記役員の大大会期間中の宿泊費と食費は、大会運営にあたる連盟の負担とする：
審議委員会委員、チーフオフィシャル、テクニカルオーガナイザー、審判長。
- 36.10 コース（細則）
- 36.10.1 世界選手権大会のコースは、ワイルドウォーターカヌー・クラシックのコースとワイルドウォーターカヌー・スプリントのコースからなるものである。チームによるクラシックレースはクラシックコースで実施される。
クラシックコースの範囲内に、新たなスタートとフィニッシュ地点を設けてより短いコースを設定することができる。チームによるスプリントレースはスプリントコースで実施される。
- 36.10.2 ワイルドウォーターカヌー委員会が推薦しICF理事会が承認した、大会運営にあたる連盟の役員1名がコースを管理する。
- 36.11 計時（細則）
- 36.11.1 世界選手権大会におけるタイムは、光電子写真システム（正確に100分の1秒まで計測する）とストップウォッチを併用して計測されなければならない。どちらの場合も、計時の開始と終了は選手の身体を規準として決定されなければならない（ルール29.1項参照）。
- 36.11.2 成績の集計にあたっては光電子写真システムを優先させる。光電子写真システムによる計測に失敗した場合には、バックアップ用に計測したタイムが使用される。
- 36.12 ドーピングの禁止（本則）
- 36.12.1 国際オリンピック委員会の反ドーピング運動規程に定義されるドーピングは厳しく禁止される。ドーピング検査はICF医事・反ドーピング委員会の監督のもと、ICFのドーピング検査基準にしたがっておこなわれる。
- 36.13 表彰（本則）

- 36.13.1 世界選手権大会ではオリンピック憲章にしたがったメダルが授与される。
授与されるメダルは、金、銀、銅を象徴するものでなければならない。
大会の運営にあたる連盟は ICF の要請にもとづいてこれらのメダルを用意し、その費用を負担する。
- 36.13.2 メダルは下記の競技を対象に授与される：
ワイルドウォーターカヌー・クラシック・個人選手権。
ワイルドウォーターカヌー・スプリント・個人選手権。
ワイルドウォーターカヌー・クラシック・チーム選手権。
ワイルドウォーターカヌー・スプリント・チーム選手権。
- 36.13.2.1 個人選手権：
1 位＝金メダル。
2 位＝銀メダル。
3 位＝銅メダル。
- 36.13.2.2 チーム選手権
1 位＝チームの全員に金メダル。
2 位＝チームの全員に銀メダル。
3 位＝チームの全員に銅メダル。
- 36.13.3 C2 競技では、クルーの両選手がともに順位に相当するメダルを受賞する。
表彰式ではメダルのみが授与され、他の賞品を贈ることがあつてはならない。
運営にあたる連盟は、表彰式以外の機会をとらえて他の賞あるいは賞品を贈ることができる。いかなるケースにおいても、受賞者本人あるいは正式な代理者以外に賞を授与してはならない。
- 36.13.4 表彰式の権威と品位を守るため、受賞する選手はその場にふさわしい服装（トレーニングスーツあるいはナショナルチームのユニフォーム）を着用しなければならない。
- 36.13.5 クラシックおよびスプリント競技選手権に授与される「ICF ネイションズカップ」
- 36.13.5.1 クラシック種目、スプリント種目のそれぞれに4つ、あわせて8つの総合優勝カップが授与される。
カップはそれぞれの種目で最高ポイントを獲得した連盟に贈られ、獲得ポイントは以下に示す順位別ポイントをもとに計算される。
男子 K1 および女子 K1 のポイント：
1 位＝ 20 ポイント、2 位＝ 19 ポイント、3 位＝ 18 ポイント（以下略）。
男子 C1・C2 複合のポイント（2 種目のポイントを加算する）：
1 位＝ 10 ポイント、2 位＝ 9 ポイント、3 位＝ 8 ポイント（以下略）。
団体総合優勝の連盟のポイント：
団体総合のポイントは、男子 K1、女子 K1、男子 C1・C2 複合のポイントを合計する。
同ポイントの場合には、カップは以下の規準にしたがって授与される。
男子 K1 の合計ポイントにもとづいて各国のランクを決定する。それでもなお同ポイントの場合には、女子 K1 の合計ポイントにもとづいて判定する。
- 36.14 競技成績と報告（本則）
世界選手権大会終了後 30 日以内に、運営にあつた連盟、チーフオフィシャル、審判長により、最終公式記録の詳細のコピー、提訴にかかわる報告およびその他すべての関連資料が ICF 事務局とワイルドウォーターカヌー委員会委員長に送付されなければならない。

第5章 世界ジュニア選手権大会特別ルール

37.1 目的（本則）

ワイルドウォーターカヌー競技の実戦経験の機会を拡大するため、世界ジュニア選手権大会を2年ごと（奇数年）に開催する。

37.2 大会運営（本則）

世界ジュニア選手権大会は、ICF 理事会の承認をえて初めて計画することができる。世界ジュニア選手権大会は、全世界の選手に門戸が開かれているが、ICF に加盟し国を代表する連盟に所属する選手以外は参加することができない。

世界ジュニア選手権大会は2年ごと、奇数年に、ICF 理事会が承認する時期と場所において、ICF ルールに則って開催される。

経費はICF と大会運営にあたる連盟との契約にのみもついで支払われる。

世界ジュニア選手権大会は、大会を通して少なくとも3つの大陸から6つの連盟が参加する場合にかぎり、世界選手権大会と認められる。

世界選手権大会では、個人種目、チーム種目とも少なくとも6つの連盟から選手が出場しない場合には、選手権競技として実施することができない。ただし、レース途中で脱落したりレースを終了しない連盟があっても、選手権競技としての資格が失われることはない。

37.2.1 参加ボート数（本則）

世界選手権大会では、ICF 加盟の連盟は1 カテゴリー *につき最大6艇を参加させることができる。ただし、個人競技に出場できるボート数は1種目につき最多で4艇とする。

また、チーム競技に出場できるのは1 カテゴリーにつき1チームに限定されるが、クラシックとスプリント両方のレースに参加させることができる。

* 2007年世界ジュニア選手権大会のリザルトを見ると、アメリカチームは"男子KI"のカテゴリーで、個人競技のスプリントとクラシック種目にそれぞれ4艇ずつ、チーム競技のスプリントとクラシック種目のそれぞれに1チームずつを参加させており、世界シニア選手権大会と同じ規定（同文のルール36.2.1項）が適用されていると考えられる。したがって、ここでも「カテゴリー」とする意味は不明。

37.3. 年齢制限（本則）

ジュニア選手として競技に参加できる期間は、その選手が15歳の誕生日を迎える年を最初とし、18歳の誕生日を迎えた年を最後とする。

37.4 カテゴリー： 男子K1、女子K1、男子C1、男子C2（本則）

37.4.1 クラシック競技個人種目

女子K1

男子K1

男子C1

男子C2

スプリント競技個人種目

女子K1

男子K1

男子C1

男子C2

37.4.1.1 選手が参加できる個人種目は、クラシックレース、スプリントレースそれぞれの1種目のみである。

37.4.2 クラシック競技チーム種目とスプリント競技チーム種目

女子K1×3艇

男子K1×3艇

男子C1×3艇

男子C2×3艇

- 37.4.2.1 チームは個人種目に出場した選手のみで構成されなければならない。
- 37.5 スタート順位（細則）
- 37.5.1 世界ジュニア選手権大会のコースは、ワイルドウォーターカヌー・クラシックのコースとワイルドウォーターカヌー・スプリントのコースからなるものである。クラシック・チームレースはクラシックコースで実施される。クラシックコースの範囲内に、新たなスタートとフィニッシュ地点を設けてより短いコースを設定することができる。スプリント・チームレースはスプリントコースで実施される。クラシックレースはスプリントレースの前に実施する。
- 37.5.2 世界ジュニア選手権大会におけるクラシック競技のノンストップ・トレーニングは、前回の世界ジュニア選手権大会において連盟が獲得したクラシック競技の成績順位を逆にして、スタート順位を決定する。前回の選手権大会に参加しなかった連盟にはいちばん早いスタート順位が与えられる。したがって、各連盟が提出する申し込み書には、主催者がスタート順位を正しく割りあてることができるよう、連盟の [クラシック競技における] 各カテゴリーのランキングを明記しなければならない。
- スプリント競技のスタート順位はその前に実施されたクラシック競技の成績の逆の順序とし、クラシックレースに参加しなかった連盟にはいちばん早いスタート順位が与えられる。チーム競技のスタート順位は世界シニア選手権大会の方式に準ずるものとする。
- * 2008 年の追加改訂で、ノンストップ・トレーニングのスタート順位を決定する規定の対象からスプリント競技が除外され、新たにスプリント競技のスタート順位に関する記述が加えられた。スプリント競技のノンストップ・トレーニングが廃止されたのでないかぎり、そのスタート順位についても追加されたこの規定が適用され、クラシック競技の成績の逆順となるものと解釈する。*
- 37.6 参加申し込み（本則）
- 世界ジュニア選手権大会への参加申し込みは国を代表する連盟を通じてのみ可能であり、かつ、案内状に挙げられた諸条件にしたがっていなければならない。参加申し込み用紙には、選手の姓名、性別、生年月日と所属団体名が記入されなければならない。
- チーム監督は大会前に、選手の年齢を確認するための公式資料、たとえばパスポートや写真入りの身分証明書を提出しなければならない。
- 37.7 ワイルドウォーターカヌー国際審判（細則）
- 大会に参加する各連盟は、有効な資格カードを所持するワイルドウォーターカヌー国際審判を少なくとも 1 名提供しなければならない。
- 37.8 公報（細則）
- 世界ジュニア選手権大会の詳細を報じる公報は、遅くとも大会が開催される 8 ヶ月前までに ICF に加盟するすべての連盟に送付し終わっていないなければならない。

第 6 章 ワールドカップ大会特別ルール

- 38.1 定義（本則）
- 38.1.1 ワイルドウォーターカヌー・ワールドカップ大会は、ワイルドウォーターカヌー競技普及のために毎年開催される。
- 38.1.1.1 各カテゴリー***に 1 つの賞が設けられる：
男子 K1、女子 K1、男子 C1、男子 C2 の各々に「ワイルドウォーターカヌー・ワールドカップ」のタイトルを付与した賞が授与される。
- *原文は "each of the event" だが、38.9.1 項に "5 Cups for individual categories" とあり、また、合理性を欠くことがないので、ここでは「カテゴリー」とする。*
- 38.1.1.2 ワールドカップ大会のシリーズは、通常、最大 3 つの大陸で開催される 6 試合で構成される。その内容は、3 つの異なった場所で開かれるスプリントレース 3 試合とクラシックレース 3

- 試合である。5 試合目と 6 試合目をそれぞれスプリントレースとクラシックレースの最終レースとする。この 2 つの試合には「ファイナル」のタイトルがつけられなければならない。
- 38.2 大会運営（本則 / 細則）
- 38.2.1 ワールドカップ大会開催を希望する国の連盟は、その大会が開催される前々年の 9 月 1 日までに、ワイルドウォーターカヌー委員会委員長に対し立候補の申し出をしなければならない。ICF が主管する大会（世界選手権大会およびワールドカップ大会）の日程は、前年の 1 月 1 日に公表される。
- 38.2.2 ワイルドウォーターカヌー委員会は、候補のなかからワールドカップ [シリーズ] に加える大会を選抜し、ICF 理事会がこの決定を承認する。
- 38.2.3 これらの大会は、ICF の日程表においてワイルドウォーターカヌー・ワールドカップ大会 (WCWWC) と明記されなければならない。
- 38.2.4 ワールドカップ大会のコースとして、同じ競技コースを連続して使用することができるのは、もっとも多くても 3 回までとする
- 38.2.5 大会開始時に少なくとも 5 つの連盟の参加がない場合、ワールドカップ大会としての資格は与えられない。
- 38.2.6 ここで修正が加えられた場合をのぞき、ワールドカップ大会はワイルドウォーターカヌー競技ルールにしたがって運営されなければならない。
- 38.2.7 ワールドカップ大会には ICF に加盟する連盟にかぎり参加することができる。
- 38.2.8 ワイルドウォーターカヌー委員会が許可した場合には、ワールドカップ大会のレースは 1 日で終わることも数日にわたって実施することも可能とする。
- 38.3 参加申し込み（細則）
- 38.3.1 ワールドカップ大会には、ICF 加盟の連盟は 1 種目 * につき最大 6 艇まで出場させることができる。チーム競技は実施しない。
*原文は "category" だが、実際の大会では、男子 K1 のスプリントに 6 艇、クラシックにも 5 艇参加させている連盟が存在する以上、種目と誤さざるをえない。
- 38.3.2 参加申し込みはそれぞれのワールドカップ大会の 14 日前までにされなければならない。
- 38.4 コース（細則）
- 38.4.1 コースは、出席したチーム監督の単純過半数の承認をえなければならない。
- 38.5 スタート順位（細則）
- 38.5.1 シーズン最初のワールドカップ大会における各競技のスタート順位は、前年のワールドカップランキングの逆の順序としなければならない。ワールドカップランキングのリストに入っていない選手は前年のワールドカップランキングをもつ選手より先に、前年のワールドランキングの逆順でスタートする。ワールドランキングももたない選手はリストのトップでスタートする。
- 38.5.2 2 回目以降のワールドカップ大会におけるスタート順位は、その時点におけるワールドカップランキングの逆順とする。
- 38.5.3 計時
- 38.5.3.1 ワールドカップ大会のスプリント競技では、タイムは光電子写真システムとストップウォッチの両方で計測しなければならない。
どちらの場合も、選手の身体をもって計測の開始ならびに終了の規準としなければならない (ルール 29.1 項参照)。
- 38.5.3.2 記録の集計にあたっては光電子写真システムを優先させる。光電子写真システムによる計測に失敗した場合には、バックアップ用に計測したタイムが使用される。
- 38.6 ワールドカップ大会における ICF 役員（細則）
- 38.6.1 ワイルドウォーターカヌー委員会は各ワールドカップ大会に派遣する ICF 役員 1 名を指名する。
- 38.6.1.1 ICF が派遣する役員の旅費、宿泊費、食費は大会運営にあたる連盟が負担する。

- 38.7 ICF 役員の責務（細則）
- 38.7.1 ICF が派遣する役員が大会運営を監督する。
- 38.7.1.1 ICF が派遣する役員はすべての会議に参加し、かつ評決に加わる権利を有する。
- 38.7.1.2 ICF が派遣する役員は主催者と共同し、その大会のリザルト作成の監督にあたらなければならない。
- 38.7.2 大会終了後、ICF 派遣役員は ICF 事務局長とワイルドウォーターカヌー委員会委員長に対し、公正さ * に関する報告書を提出しなければならない。
*原文は "concerning the sporting nature of competition".
- 38.8 ワールドカップ大会における表彰（細則）
- 38.8.1 各カテゴリーのワールドカップランキングは、各ワールドカップ大会における最終成績にもとづいて決定される。
- 38.8.1.1 参加選手はすべて下記の規準にしたがってワールドカップランキング・ポイントを与えられる。
- 男子 K1
1 位 = 100 ポイント、2 位 = 95 ポイント、3 位 = 91 ポイント、4 位 = 88 ポイント、
5 位 = 86 ポイント、6 位 85 ポイント（以下略）。
- 女子 K1、男子 C1、男子 C2
1 位 = 50 ポイント、2 位 = 46 ポイント、3 位 = 43 ポイント、4 位 = 41 ポイント、
5 位 = 39 ポイント、6 位 = 38 ポイント（以下略）。
- 38.8.1.2 全大会終了後、その選手が「ファイナル」に出場したかどうかにはかかわらず、ベスト 4 試合の成績を加算して各選手の最終ランキングが決定される。
- 38.8.2 合計ポイントのもっとも多い選手がそのカテゴリーの「ワールドカップ」を獲得する。
- 38.8.2.1 最終ランキングが同じだった場合には、「ファイナル」の 2 大会においてもっとも上位の成績をおさめた選手により高いランキングが与えられる。
最後の「ファイナル」の大会でクラシックとスプリント 2 つのレースがおこなわれた場合には、両方のレースで獲得した合計ポイントをもとにランキングを決定する。
- 38.8.2.2 それでもなお同位の場合には「ファイナル」以前のはじめの 4 レースでもっともよい成績をあげた選手に上位のランキングが与えられる。
- 38.9 賞（本則）
- 38.9.1 ICF によって下記の賞が設けられる：
個人競技のカテゴリーに対し 5 つの * カップ。
*原文は "5 Cups for individual categories" だが、カテゴリーは実際には 4 つしかないのではないかと思われる。
- 38.9.2 各大会における各カテゴリーの上位 3 選手に、メダルあるいは賞品がかならず授与される。
- 38.10 閉会式（細則）
- 38.10.1 閉会式では最終成績が発表されなければならない。また、ICF の競技大会に関して制定された様式にしたがって「ワールドカップ」が授与されなければならない。
- 38.11 ワールドランキング（細則）
- 38.11.1 ワールドランキングの目的は、ワイルドウォーターカヌー競技におけるトップクラスの選手を対象としたランキング・システムを確立することである。
- 38.11.2 ワールドランキング・ポイントは、世界選手権大会、ワールドカップ大会およびワイルドウォーターカヌー委員会が選定した国際競技大会（すべてをあわせて最大 13 試合）で与えられる。このランキングはすべてのカテゴリーに設定される。
- 38.11.3 大会における成績は、ワイルドウォーターカヌー委員会が作成し、指定された大会の主催者に供与するコンピュータ・プログラムを使用して決定されることになる。主催者は遅くとも競技がおこなわれた翌日には、最新のワールドランキングをワールドランキング管理責任者に送付しなければならない。

成績は各レースの終了後に発表されなければならない。

シーズンの最終ランキングは、世界選手権大会あるいはワールドカップ大会の「ファイナル」終了後、11月末までに作成されるものとする。大会主催者がワイルドウォーターカヌー委員会に対して成績結果の報告を怠った場合、その団体が開催する競技大会は翌年のカレンダーから除外されることがある。

38.11.4 ワールドランキングは、各選手のそのシーズンにおけるベストスリーの成績によって決定される。

ワールドランキング・ポイントの計算にあたっては、下記のポイントシステムを適用する：

—世界選手権大会 最大 1000 ポイント 最少 500 ポイント

—ワールドカップ大会 最大 800 ポイント 最少 300 ポイント

—国際競技大会 最大 500 ポイント 最少 100 ポイント

ポイントは選手の成績に応じて、優勝者が最大ポイントを獲得し、以下の選手には順位が1つ下がるごとに10ポイントずつ差し引いて与えられる。

訳出後記：

この日本語訳は、訳者の力量不足から未確認事項と疑問を残したまま、今後の改訳、訂正を前提として提出する暫定的な試訳です。また、ICF ワイルドウォーターカヌー競技ルールは ICF によって公開された英文表記の文書が唯一有効で公的な原典であり、したがって、この文書はあくまでもその原典を理解するための参考資料にとどまるものであることを付記します

